行動

演説会開催ノ件
来ル二十五日全国労働者大会開催示威運動ヲナスヘキ旨新聞
宣伝ヲナシ資本家ヲ示威スルコト
富士紡会社解雇者ニ于テ係アル争議ノ演説会ニハ萬難ヲ排シ能
盡応援スルコト
寄附金募集ノ件
一、大正九年七月十九日鉄部坑議会ニ於テ加盟組合連盟者ヲ以テ失
業防止並ニ失業者救済ニ于スル要求書作成政府当局及資本
家団体ニ建議ス流ハ来ル二十五日迄ニ全部発送スルコトニ決セリ
経済界不況ヲ伴ヒ失業者頻出ノ傾向有之為ナス我等労働者ノ不安定
ニ基ク茲ニ達シ居リ申候之ガ防止救済ニ于シテハ政府当局ニ於テモ大会
準備有之候トハ存居候ヘ共而モ此際急速ニ最ツ徹底的ニ之レヲ行フニ
アラズンバ産業界ノ混乱ハ延テ或ハ社会的危機ヲ醸成セン哉計
リ難ク茲ニ別項労働者トシテ要求事項ヲ具申致候ニ付何卒
御詮議ノ上(甲)ハ之ヲ急速実施セラレ(乙)ハ之ヲ一般事業主ニ
御示達有之候様御取計ヒ願上度此段建議仕候也

(甲)

失業防止及救済ニ于スル要求

(イ)
一、既定官公事業ノ拡張及竣成時期繰上並ニ新事業ノ企画例ヘハ都市下高架鉄道路面改造港湾河川ノ修築等
二、開墾殖民ノ奨励
三、全国的ニ連絡統一アル地方中央職業紹介所ノ急設但シ職業紹介所ハ労資制度ニ則リ労資双方ノ代表者ヲ以テ組織ス
四、民間ニ於ケル営利的職業紹介所ノ監督ヲ厳ニスルコト
五、失業者ノ無賃輸送

行動

六、失業者ノ生活補助金交付
但職ヲ得タル解雇手当期間ヲ考ヘ尚就職シ能ハザル場合ニ限ル

ロ、永久策
一、除労働規約ハ一般原則ニ基キ工場法ヲ改ムルコト
二、労働保険法ノ制定

(乙)

(イ) 雇備条件
一、八時間労働制及一週二十四時間休息制ノ即時実施
附帯事項ハ鉱山、紡織、新聞通信(船舶汽車電車ノ類)其他ノ特種
産業ニ於テハ適宜ノ交代制ニヨリ八時間制又ハ一週四十八時
間ノ精神ヲ徹底セシムルコト
同二、八時間制実施ノ暁ニ於テモ日用必需品価格著シク低下セ
ザル限リ日給額ハ現在ヨリ低下セザルコト
二、十四歳以下ノ幼者使用禁止
三、男女全賃ノ原則ヲ認ムルコト
四、鮮人ハ勿論一般外人労働者ノ無差別待遇

(ロ) 解雇条件
一、事情ノ如何ヲ問ハズ解雇者ニ対シテハ一ケ月以前ニ予告シ尚解雇ニ
際シテハ日給九十日分ノ解雇手当ヲ支給スルコト
二、解雇スル場合ニハ少クトモ二ケ月以前ニ於テ解雇人員職業其期日
等ヲ地方紹介所ニ届ケ置クコト

一、大正九年七月二十九日啓明会失業者援護ノ為メ下中弥三郎ノ名ニ於
テ神田青年会館ニ演説会ヲ開催セリ
一、大正九年八月十四日午後七時四十分友愛会本部ニ於テ
鈴木文治外十四名参集失業問題ニ付実行委員会開催
失業防止及救済ニ于スル決議ヲ為シ午十時十五分散会セリ